

分ス協少第15号

令和3年5月6日

各市町村スポーツ少年団本部長 殿

公益財団法人大分県スポーツ協会

大分県スポーツ少年団

本部長 牧 和 志

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る

スポーツ少年団の活動について (第二報)

標記のことについて、大分県教育委員会から別添(写)のとおり依頼がありました。

つきましては、各市町村において別添「新型コロナウイルス感染症に伴う部活動について(第二報)」を参考に適切に対応していただくとともに、感染防止対策を再度徹底した上で活動するよう登録単位団に対して指導していただきますようお願いいたします。

■本件に関する問い合わせ先

公益財団法人大分県スポーツ協会

担当者：仲 摩

連絡先：097-504-0888



(公印省略)

教委体第508号  
令和3年5月6日

公益財団法人大分県スポーツ協会  
大分県スポーツ少年団本部  
本部長 牧 和 志 殿

大分県教育庁体育保健課  
課長 加藤 寛 章

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るスポーツ少年団の活動について（依頼）

標記のことについて、本県における感染症状況の評価が「ステージⅢ」へ移行したことから、県教育委員会では部活動に係る通知を別添（写）のとおり発出いたしました。

つきましては、別紙を参考に適切に対応していただくとともに、市町村スポーツ少年団へ周知し、感染防止対策を再度徹底した上で活動するようお願いいたします。

大分県教育庁体育保健課生涯スポーツ班  
〒870-8503 大分市府内町 3-10-1  
TEL 097-506-5645 伊藤



教委体第505号  
教委文第534号  
令和3年5月6日

各県立学校長 殿

体育保健課長  
文化課長

新型コロナウイルス感染症に伴う部活動について（第二報）

標記のことについて、本県における感染症状況の評価が「ステージⅢ」へ移行したことから、今月末まで、下記の事項について指導願います。

記

1 県外の学校との交流（他県へ出向いての練習試合や合宿及び招聘しての練習試合や合宿等）は行わないこと。  
但し、全国または九州学校体育団体・競技団体主催の大会への参加は認めるが、大会規程に基づき、許容される人数以外は厳しく制限すること。

2 身体活動中は中央競技団体等が示しているガイドラインを遵守するとともに、身体活動中以外の場面では、必ず「マスク」を着用し、「1mを目安とした身体的距離の確保」を徹底すること。

— 身体活動以外の場面（例） —

(1) 更衣中

(2) 休憩中

(3) 食事中

（食事は対面を避け、不必要な会話は行わないこと。また、それ以外は、マスクを着用すること。）

(4) 帰宅中

(5) 準備や片付けの場面

(6) 控えベンチ内や補助員として活動する場面

(7) ミーティング等や生徒が集合する場面

3 「密」を避けるため、練習や試合会場での保護者等の参観は自粛を要請すること。

4 WBG T（暑さ指数）を確認の上、身体活動の実施の有無を適切に判断するなど、熱中症予防対策に留意すること。

※文化部についても同様の扱いとする。

《 本件問い合わせ先 》

○運動部活動について

体育保健課 担当：吉野

TEL 097-506-5639

○文化部活動について

文化課 担当：多嶋田

TEL 097-506-5493